

厚生常任委員会

平成23年9月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中西 和夫
辻 善次	里川宜志子	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	西本 喜一
住民生活部長	乾 善亮	福 祉 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	中原 潤	国保医療課長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	角井 敏文	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木田委員、小林委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに副町長の挨拶をお受けいたします。池田副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木田委員、小林委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付議議案について、（1）議案第23号、斑鳩町予防接種被害調査委員会条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西梶健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、議案第23号 斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例につきましてご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

健康対策
課長

本議案につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と相違ございません。末尾の要旨をもってご説明とさせていただきます。

予防接種による健康被害調査については、これまで王寺周辺広域圏7町において共同で予防接種事故調査会が設置されていましたが、より合理的に調査を行うため、各町で調査会を設置することになり、同調査会は平成23年3月31日をもって廃止されました。このため、本町において斑鳩町予防接種健康被害調査委員会を設置する条例を制定するものであります。

主な内容であります。①の設置につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、町が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、本委員会を置くものであります。②の所掌事務であります。委員会は、予防接種による健康被害が発生した場合、医学的見地から調査を行うこととしております。③の組織ですが、医師会の先生、保健所長、県から推薦された専門医などの医療に関する学識経験者とその他町長が必要と認めたもので、8名以内とし、健康被害が発生した場合に設置し、調査終了後解散することとしています。④の会議であります。個人の健康被害に関する調査でありますことから、会議は、非公開としております。⑤の庶務は、住民生活部健康対策課が所掌することとします。施行日ですが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第23号 斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例につきましてのご説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 前回ちょっとね、なんですぐせえへんかったんやという苦言も私申しあげましたけれども。その後ですね、私もこのことについてちょっとよくわからないことがあるので、教えてほしいなと思うんですが。実際、県との関係っていうんですか、調査を斑鳩町独自で調査会をもってすると、そのことが次、県なんかとはどんな関わり方をしていくのか、その人の万が一事故があった、何かがあった時に補償とか言うたら、予防接種、公費負担のやつは賠償制度というのはきちっと国のほうであるとは思いますが、その辺の段取り方がね、私よく見えないんですけども、とりあえずまず調査はするとしてもね、広域の時にも平群町で1件あったということですけども、その辺の県との連携とかそういうことについては、ちょっとよく見えてこないんで、お尋ねしておきたいなと思います。

健康対策 健康被害が出ましたら、その医療機関から県、国のほうにその旨を報告す

課長 ることになります。町で、調査会で審議した分につきましても、県との報告を行い、国に報告することになっております。健康被害が出た場合には県と連携をしながら実施していくということでございます。

里川委員 特段、そしたら今さっきの説明で言うと、県からも推薦を受けたその医師会の関係の専門の先生も来ていただけるけども、県の職員とかというような立場の人がこの調査会の方に出られるということはないというふうに考えてよろしいんですね。

健康対策課長 以前、平成8年平群町の方が予防接種の健康被害を受けた際には、県の小児の関係の専門医の先生にこの委員会に出席していただいたと聞いております。事務の方の出席につきましては聞いておりません。専門医の方に来ていただいていると、それは県のほうから推薦を受けるというふうに聞いております。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第23号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第27号、斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。植村福祉課長。

福祉課長 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
であります。まず議案書を朗読します。

(議案書朗読)

福祉課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と同様であ
ります。末尾の要旨を持って説明に代えさせていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この方
に準拠している本条例を改正するものであります。その内容については、災
害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡者に係る配偶者、子、父母、
孫又は祖父母のいずれもが存しない場合において、兄弟姉妹を加えること。
ただし、この兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時その者と同居し、
又は生計を同じくしていた者とする、というものであります。

この条例は、公布の日から施行いたしますが、平成23年3月11日以後
に生じた災害に係る災害弔慰金について適用するものであります。

なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていた
だきます。

以上、斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につ
いての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおり可
決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決する
ことにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第27号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第28号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。まず議案書を朗読します。

(議案書朗読)

福祉課長 本議案につきましても、前回の委員会で説明いたしました内容と同様であります。最後のページの要旨をもって説明にかえさせていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 保育所運営費国庫負担金の規定が改正されたことから、本条例を改正するものであり、その内容については、4月2日生まれの児童に対する保育所保育料の年齢区分の取扱いについて、学校教育法に基づく年齢区分と同様とすることとあります。条文では、年齢区分の決定を、年度の初日の年齢から、年度の初日の前日の年齢に変更することとしておりまして、施行期日は、平成24年4月1日であります。

条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていただきます。

なお、この議会の初日の総括質疑において、例えば転入により保育所に入所した4月2日生まれの児童がいた場合、保育料区分が2年連続で同額となることによって、実質負担が多くなる場合についての質問がありました。現在、このような影響を受ける児童がいないことについては説明いたしました。

が、総括質疑のようなケースがあった場合は、これに係ります負担増加を招くことがないよう、配慮した方法を取ってまいりたいと考えていますので、委員皆様のご理解をいただきたいと思えます。

以上、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第28号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)陳情第5号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 まず、陳情文書表を朗読いたします。

(議案書朗読)

議会事務局長 要旨の朗読につきましては省略をさせていただきますが、要約をいたしますと、一般廃棄物の処理やリサイクルが自治体の財政を圧迫するとともに、処分場の確保やポイ捨て・不法投棄の増加が深刻な問題となっているなか、大量リサイクルによる出口対策だけではごみ問題が解決できなくなってお

り、ごみ問題の解決のため、入り口対策として、拡大生産者責任及びデポジット制度の法制化が不可欠となっている。

このことから、拡大生産者責任及びデポジット制度の法制化について、意見書の採択を要望されているものです。

なお、提出者からは、意見書の文例が添付をされてきましたので、資料としてお配りいたしましたので、そちらもご参照いただければと思います。

以上です。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 里川委員。

里川委員 私はぜひともこの意見書については採択をしていただきたい、またですね、福岡県大木町長さんも、この陳情書の方のお名前もはいつておりますが、私たちはまた、ゼロウェイストフェスティバルでも、この町長さんにパネラーとして来ていただこうと、今後こういうふうに先進的な取り組みをなさっている市町村とともにですね、私たちも勉強をさせていただきながら、その先頭を走っていく自治体ということで、斑鳩町も仲間入りをさせていただけるようにね、こういう運動の仲間入りさせていただけるように頑張っていきたいという意識も私の中にもありましたので、ぜひともこういう方々の陳情ですのですね、それを受けて斑鳩町議会としても意見書の方を提出していくという、そういう考え方で進めていっていただきたいなというふうに思います。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでしたら、異議なしと認めていきたいんで、採択でよろしいですかね。

(異議なし)

委員長 それでは、陳情第5号に関しましては、当委員会として満場一致で採択す

べきものと決しました。

ただいまの陳情の採択により、意見書を提出しなければなりません、当委員会の発議をもって意見書を提出したいと思います。お手元資料1の意見書例を持って、当委員会として発議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって当委員会の発議をもって意見書を提出いたします。

それでは次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明させていただきます

今回は、11月に開催を予定しておりますゼロ・ウェイストフェスティバルにつきまして、実施の内容がまとまりましたので、当委員会にご報告を申し上げます。

資料2で実施計画をお示ししておりますので、その資料に基づきまして、概要をご説明させていただきます。

当町は、平成24年度からの可燃ごみの委託処理によりまして、直接、町が処理するごみ・資源物はなくなり、すべてが委託処理になります。

こうしたことから、今後、さらに住民の方々には、ごみ減量化へのご協力をお願いしていく必要があるわけですが、これからの廃棄物対策は、これまでのように、「発生したごみを処理する」といった考え方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費・無駄をなくし、脱焼却・脱埋め立てをめざす」といったゼロ・ウェイストに重点をおいた考え方への転換が不可欠であります。このことから、今後、ゼロ・ウェイストを推進していくため、ゼロ・ウェイストの考え方を広く住民の方に周知することを目的といたしましたイベントを開催するものであります。

開催日につきましては、平成23年11月13日(日)、斑鳩町中央公民

館を会場としております。次に、イベントのテーマであります、住民のほとんどの方が「ゼロ・ウェイスト」という言葉自体、なじみがないというふうに思います。そういったことから、住民目線に立ったイベントに、そして、ゼロ・ウェイストという言葉覚えていただきたいとのことから、「ゼロ・ウェイストってなんやねん？～ゼロ・ウェイストからまちづくりを考える～」をイベントのテーマにしております。

次に、イベントの内容であります、大きく、2部制としており、午前中は、中央公民館、あるいは各ご家庭、自治会を出発点としたクリーンキャンペーンを実施し、まずは、ごみのないきれいな町を目指そうとするものであります。

また、午後からは、第2部といたしまして、今回のメイン行事でありますシンポジウムを大ホールで開催いたします。現在、全国で脱焼却、脱埋め立てを目指すことを広く内外に宣言されています、いわゆる「ゼロ・ウェイスト宣言」を行っている自治体は、徳島県上勝町、福岡県大木町、熊本県水俣市の3市町がありますが、当日は、そのうち、徳島県上勝町、福岡県大木町の町長にお越しいただき、シンポジウムのパネラーとしてご出席いただくこととしており、そのシンポジウムのなかで、それぞれゼロ・ウェイストに向けた取り組み事例などもご紹介いただくこととしております。

特に大木町は、今年10月に全国で初めて本格的に紙おむつのリサイクル処理を導入される町でありまして、当日は、事業開始後、1ヶ月を経過しておりますので、そのあたりの問題点や課題などのお話も聞けるのではないかと期待しているところであります。

また、パネラーには小城町長、住民代表として、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会から安部委員、また、地球にやさしい生活推進協議会から木崎会長に。そして、コーディネーターには斑鳩町廃棄物減量等推進審議会の会長でもあります奈良教育大学の岩本教授にそれぞれお願いをいたしまして、「ゼロ・ウェイストからまちづくりを考える」をテーマにディスカッションいただき、住民の方々にゼロ・ウェイストの考え方、あるいは必要性などを感じていただく予定にしております。

また、現在、小・中学生に対しまして、環境ポスターの募集を行っており、昨年度の環境標語同様に、優秀作品のなかから最優秀作品をフェスティバル

参加者の投票で決めていただき、その表彰をシンポジウム終了後に行う予定にしております。なお、環境ポスターの最優秀作品につきましては、今年度購入予定の塵芥収集車の車体に掲示する予定にしております。ここまでが、大ホールで行います午後からの催しであります。

また、イベント当日は、ほぼ中央公民館の全館を利用いたしまして、様々な催しを計画しております。

資料の裏面に会場内の各種催しを記載しておりますが、そのなかから、特徴的なものをご紹介しますと、まず、正面駐車場では、リユース食器をつかったフードコーナーであります。イベントでの飲食の提供は使い捨て容器がほとんどであります。脱焼却・脱埋め立てを目指していくには、ごみを出さないイベントの開催というものも必要でありますので、当日は、食器やコップ等を繰り返し使えるリユース食器にいたしまして、軽食や飲み物を提供し、参加者の方に実際、リユース食器を使っただきながら、環境にやさしいイベント、あるいはリユースの必要性といったものを感じていただきたいというふうに考えております。

次に、1階の展示ホール、談話ホールでは、上勝町や大木町などゼロ・ウェイスト宣言自治体の取り組み事例の展示等を行います。上勝町では、高齢者の介護予防活動や生きがい対策として、古くなったこいのぼりや着物などの古着を活用し、洋服やぬいぐるみ、小物にリメイクして販売する「くるくる工房」というお店を開設されております。当日は、出張くるくる工房として、実際、くるくる工房で働いておられる高齢者、数名の方にお越しいただき、実演販売していただくこととなっており、斑鳩町においても、さまざまなもの別の使い道ができることを知っていただき、そして、不要になったものを活用して、新たなものを生み出す、そんな担い手づくりの契機になればというふうに考えております。

また、同じく1階大ホールホワイエでは、「くりかえし使ってくれて ありがとうき（陶器）市」を開催いたします。現在、当町では、不燃ごみとして取り扱いしております陶器類であります。陶器類は、まだまだ使用可能なものでも、結構、家庭では飽きが来た、あるいは邪魔になるからと不燃ごみとして排出される場合があります。また、割れた陶器類も、再生粘土にリサイクルされ、再び陶器に戻すシステムが岐阜県の業者などで確立されつつ

あります、そういったことから、今後、当町でも、陶器類のリユースの推進、あるいは割れた陶器類の分別収集、リサイクル処理への移行といったことに取り組んでいく必要もあることから、住民の方々にその取り組みを始める契機としていただくため、家庭で不要となった陶器類を不燃ごみに出さずに、環境対策課窓口を持ってきてもらい、イベント当日、必要な方に無料で持って帰っていただく、文字通り「繰り返し使ってくれて、ありがとうき市」を開催いたします。

そのほか、2階の研修室では、各種講習会の開催も計画しております、お子様から大人の方、高齢者まで、楽しみながら「ゼロ・ウェイスト」の考え方、必要性を学んでいただき、そして、先進例のお話など、今後の取り組みの参考としていただけるような環境イベントの開催を計画しているところでもあります。

委員の皆様には改めまして、ご案内を差し上げる予定にしておりますが、ぜひ、ご参加いただきますとともに、住民の方々への周知につきましても、ご協力いただきますようお願い申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 今の説明を聞いてて、ちょっと大変だなと思う点があつて、1点お聞きしたいなど。すでにね、ごみの有料化をしてから、本当に導入をする時に有料化は減量が目的やということで、ずっと今の課長がその当時からずっと環境対策課におられてね、非常に努力をしておられるということは、本当に私も認めているところなんですけど、かなり無理もしていただいているのかなと思ううえにですね、今度のこのフェスティバルを成功させようと、また環対の皆さん大変なご苦労していただくんですけどもね。ただ1つね、この「繰り返し使ってくれてありがとうき市」おっしゃってるの、いい考えやと思うんですけどもね、お年寄りの方がもう食器使わへんで、結構これいらんねんという話はよく聞きます。ですからね、いいんですけども、ただ、食器も洗

い方が不十分であったり、不十分な食器をずっと置いてたらね、お皿の裏でも結構黒くなったりね、いろんなケースあるんですよ。それをそのまま持ってきはったまま、出して、持って帰って下さいみたいな形にするっていうのね、難しいかなと思ってますねんけどもね。そういう場合というのか、そういうもの、お年寄りなんかで、もういらんようになったという食器は、そうやってほかしたいという食器集めるのはいいんですけどね。また手間かかるん違うかなと、その辺の処理どうするんかなというのが、少し、実際黒くなったお皿とか、私お年寄りの家で見ているものですから、お手伝いしたりして。そういうふうなんで、今、話聞いてて気になったんで。どうでしょうね。

環境対策
課長

実は本日と明日の2日間で、9月号の広報のお知らせ版が各戸配布されます。その時に挟み込みチラシを入れまして、陶器類の回収と併せてとうき市のボランティアスタッフを募集をさせていただきました。そういった方に洗浄と、そしてこれはリユースできるものなのか、リユースできないものなのかという判断をしていただきたいというふうに考えています。今回残念ながらリユースできなかったものにつきましては、再生粘土にリサイクル処理をさせていただきますので、住民の方、どうぞ割れたものでも持ってきてくださいという広報をさせていただきます。当然使い古して汚れたものも、リユースできない場合はリサイクルをさせていただきますので、その辺はそう対応していきたいと思います。

里川委員

万全に体制をとっていただいているようなので、少し安心しました。本当に環境対策課いろんな問題があつてね、私たちも環境パトロールもしっかり頑張つてやってよと、地デジ化の関係でね、不法投棄のこととか、もういろんな問題を抱えている中で、大変やろうと思いますけども、私たちも一緒にね、ぜひとも成功させたいと思いますので、また環境対策課の皆さん頑張つていただきたいと思います。そしてまた副町長もいらっしゃいますので、やっぱりこういうことをしようと思つたらね、全庁っていうんですか、課以外の職員さんなんかにも、できるだけご協力いただいてね、成功させれるように町としても取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと

思います。

委員長 他、ご意見ございませんか、よろしいですか。 辻委員。

辻委員 一点だけちょっと。いろいろ環境対策課、里川委員も言われるように大変な事業ということで、しています。前回も生ごみの分別収集もされてますし、今年目標1,500世帯かな、現在それを目標にされてますけども。並松もさせてもらってますけれども。なかなか職員さんが容器を持ってきて、回収と、かなり負担をされてるみたいな感じもしますし、これが果たして今の目標されている事業に対して職員の体制が今いけんのかどうか、これもかなり負担かけてきたら、その辺が過労もあるし、一般の収集が終わってから、またそれを別に収集するというような体制をされるみたいですがけれども、その辺が今の現状でどこぐらいまで体制でいけるのかどうか、課長はどう予測されているのか。

環境対策課長 生ごみの分別収集につきましては、現在、8自治会と1つの地域、そして、個人家庭のモデル世帯をあわせまして、約820世帯でお取り組みをいただいております。23年度中につきましては、それを1,500世帯に拡充する計画で進めております。

収集につきましては、毎週月曜日と木曜日に回収容器を設置させていただいて、火曜日と金曜日にそれを回収容器ごと収集する方法にしております。現在清掃員2名を1組として、ダンプトラック3台で設置及び回収を行っているところであります。

今年度、モデル世帯を1,500世帯に拡充をする計画でありますけども、820世帯から約2倍の世帯数になることから、集積場所も少なくとも現在の2倍ぐらいになるのではないかなというふうに想定をしております。

現在、ごみ・資源物は12名の体制で収集をしております。半数の6名が他のごみ収集後に生ごみの収集も行っておりまして、ごみ集積所が現行の2倍になりますと、職員も2倍ということで12名全員が対応しなければならなくなると想定しております。午後から行っておりますペットボトルの選別作業あるいは不法投棄の処理などにも支障が出る可能性もございますので、

この1, 500世帯あたりが現人員での収集の限界ではないかというふうに考えているところであります。

なお、今後、モデル世帯を拡充していくにあたりまして、収集業務の委託化なども含めまして、効率的な収集につきまして、検討をしていきたいというふうに考えております。

辻委員 これからいろんな要望もでてきますし、環境対策課の職員も大変ご苦労をかけますけども、その辺また担当、人事もありますけども、その辺の配慮しながら、やはりこう外の仕事ですので、それが過労に、私職員から直接聞いていませんけれども、集積、地区は知りませんが、その辺が気がかりになって、慌てて回収せなんということになって、その辺の余裕を持った回収というのか、収集業務、さらに後の始末というのが肝心やと思います。その辺も十分担当課も注意してもらうのと同時に、職員を管理する総務課長、総務部長なり、その辺も十分やっぱり把握してもらって、その辺の実態をやっぱり、職員の衛生管理もありますけれども、その辺も十分把握してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 西本総務部長。

総務部長 この生ごみの収集等にかかわります職員の状況につきましては、常に把握をして、職員の健康状態、また住民さんとのトラブルの防止に努めてまいりたい、このように考えております。適宜また検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

辻委員 先月の事前委員会で、木田委員が言われたように、生ごみのモデル事業をやっぱり1, 500世帯されているという中で、これはわれわれ委員もそういう地域でPRしながら、これを委員として増やしていくと、PRしていくというのが本来であろうと思いますので、またほかの委員さんもよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、継続審査については終わらせていただきますが、現在、最終処分場の積み替え施設の設計が進められており、11月中には仮設施設の建設工事に着手される予定となっております。11月の次回委員会には、最終処分場の現地調査も可能であると思っておりますので、次回委員会のときに現地調査を行いたいと思います。また、委託先の廃棄物処分業者も10月に決定をされる予定ですが、これについては、受け入れ市町村との事前協議といったこともございますので、担当課と相談をしながら、適切な時期に処分業者の処理施設の現地調査を行ってまいりたいと思っております。

現地調査については、ただいま申しあげましたとおりに進めていきたいと思っておりますので、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、現地調査については、ただいま申しあげましたとおりに進めさせていただきます。

それでは次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 平成23年度10月以降の新たな子ども手当の概要について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは(1)平成23年度10月以降の新たな子ども手当の概要についてご説明をいたしたいと思っております。

現行法によります子ども手当は、今年30日をもって、その期限が終了することとなっておりますが、8月30日、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が公布されまして、10月1日に施行されることとなっております。この特別措置法による新たな子ども手当の概要について今回説明をさせていただくものでございます。

資料3をご覧くださいと思います。副町長の冒頭の挨拶にもございましたが、今回の子ども手当につきまして、まず支給月額ですけれども、3歳未

満児は15,000円、3歳以上、小学校終了前の第1子、第2子につきましては10,000円、第3子以降については15,000円、中学生については10,000円ということでございます。所得制限についてはございません。費用負担については、児童手当部分については児童手当と同様の負担割合、それ以外については、全額が国庫が負担するということが原則でございます。新たな支給要件といたしまして、まず、子どもに対しても国内居住要件を設けられるということでございます。留学などの場合等を除くということになっております。

2点目として、児童養護施設に入所している子ども等につきましても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給するということになっております。

3番目といたしましては、未成年後見人や父母指定者で父母が外国にいる場合のみですが、これらに対しましても、父母と同様の要件、法令上の言葉としましては、監護・生計同一となっておりますが、いわゆる養育をしている、あるいは生計を維持しているということでございますが、こういう要件に該当すれば手当を支給するという事で、父母等が国外居住の場合でも支給が可能になったということでございます。

4点目としましては、監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給するという事で、単身赴任の場合を除くということでございます。

5点目としましては、保育料を手当から直接納付できるようにするという事です。また学校給食費等については、本人の同意により手当から納付できる仕組みとなっております。

最後に、地域の実情に応じた子育ての支援サービスを拡充するための交付金を設けるということでございます。

法制上の措置といたしましては、この10月1日から平成24年3月31日までの特別措置法でございます。施行時期は平成23年10月1日でございます。

なお、この子ども手当は、新たな立法措置によるものでありますことから、支給要件に該当する人すべてから、10月以降に認定請求をもらっていただく必要がございます。ただし、請求期間につきましては、猶予期間が設けられておりまして、施行日において現に支給要件に該当する人の場合は、平成

24年3月31日までに請求を行えば、平成23年10月分に遡及するというところでございます。

この新たな子ども手当については、先般、国から都道府県に対しまして説明会がございまして、これを受けて、本日の午後、市町村に説明があるものでございます。支給に係る電算システムの変更も生じることとは考えられますけども、遺漏のないよう事務を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 これ、こう書いてあるんで、子ども手当制度は新たな子ども手当制度という表題がつけられているのかなというように思っているんですけどね。それで今課長の説明で、ちょっと私も大変やなと思ったら、新制度ということで、改めて現状の調査をせないかんと、事務的にはものすごい大変なことになりましたね。思わず私笑いが出てしまいましたが。また福祉課の職員さん難儀してしてもらわなあかんのかなと思うんですけど。こういうの事務費、今電算システムについてもね、改修するのに、また措置についてをね、要求していったりして頑張りたいと言っはるけども、前の時も事務費もついてきてましたけどね、そういう職員さんに負担がかかる分についてとか、今、福祉課の職員さん、臨時職員さんもいはるのかな、だけどその体制がね、改めてせなあかんということで、今の仕事量にそんなんプラスしてできるのかどうかっていうのはちょっと私心配なんですけどもね。職員さんの体制どうですか。事務費としてちゃんと出てくるのか、職員さんの体制は大丈夫なのか。

住民生活 新たな子ども手当にかかります事務費につきましてはね、出るというふうには聞いておりますが、どの程度出てくるのかはちょっと今のところわかりませんが、出るということでございます。当然今の体制でやるとなると、かなり事務量も出てまいりますので、その関係につきましては、また検討し

てまいりたいというふうに考えております。

里川委員 このことで振り回されて、他の事業とかね、業務に支障がでるとい
うことがないように、きちっと手当してほしいなと思いますし、それにかかる費
用についてはやはり、こちらとしては国に振り回されている格好になります
のでね、国のほうにきちっとそういうものについては、小さい市町村ほどし
んどいですよってにね、余分にお金かかることっていうのはね、それは十分
きちっと声をあげて国は当然手当をすべき金額ということで、声を上げて
いっていただきたいなというふうに思います。

ここで確認なんですけど、確か子ども手当の支給って、年3回で2、6、
10ですよ。そして10月支給が9月30日までの分で10月支給をされ
ると。ですから10月支給については現状のままでいいんだけど、次の
2月支給のところからこういうふうに準備をして事務変えて、皆さんにも周
知をして、その仕事をやっていかなあかんという、ちょっと短期決戦のとこ
ろもありますね。10月に支給されたあと、皆さんの認識がどうなっている
かいるかというのがね、そういうところも市町村においては周知していかな
あかんと思いますので、そこは少し間があります。十分よくわかるような形で、
よく国とか県が作ってくれるのかなと思ったりするんですけども、それが本
当にわかりやすいものなのかどうかというのがありますのでね。ちょっと本
当に非正規でお勤めの方なんかはこの児童手当から子ども手当になり、こ
ういうふうにいるいろいろ変わっていくとね、実質的に生活に本当に影響の出ると
いう声を、私もいろんな方からも聞いておりますので、皆さんいろいろ予定
というのか、今後の生活設計の上でね、少しでも早くこういうことについて
はお知らせをして、皆さんに認識を持っていただいて、生活設計をしてい
っていただくという、そういう任務も担当課には課せられているのかなとい
うふうに思いますので、またぜひとも、よろしく願いしておきたいと思いま
す。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、（２）コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、理事者の報告を求めます。 西本総務部長。

総務部長 それでは、各課報告事項（２）コンビニ収納及びペイジー収納の導入についてのご報告を申し上げます。昨年度（平成２２年１２月）の当委員会において、町税等の納付に係るコンビニ収納・ペイジー収納の導入について、平成２４年４月から導入する旨のご報告をさせていただきましたが、コンビニ収納・ペイジー収納を導入するにあたりまして、その収納事務を委託する事業者が決定いたしましたのでご報告申し上げます。

収納事務委託事業者の決定にあたりましては、公募型プロポーザル方式により募集を行い、コンビニ収納、ペイジー収納、それぞれ各１社から企画提案書の提出がございました。

提出されました企画提案書については、庁内に設置いたしました審査委員会において、税においては、地方自治法施行令第１５８条の２、水道料金については、地方公営企業法第２条及び第３３条の２において、「公金収納事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者に対してのみ収納事務を委託することができる」旨、規定をされていることから、慎重に企画提案書の審査を行ったところであります。

このことから、審査を行いました内容については、事業者の経営の安定性・収納業務の遂行にかかる支障の有無、準備期間及び本番稼動時の協力体制、情報管理、収納金の安全確保対策、費用等について、コンビニ収納におきましては３１項目、ペイジー収納においては１５項目について審査を行い、いずれの項目においても、地方自治法施行令（地方公営企業法）で規定されている、収納事務を委託することができる事業者として基準を満たしていることから、コンビニ収納・ペイジー収納、それぞれ１社のみの参加でありましたものの、その者を委託事業者として決定いたしました。

委託事業者について、コンビニ収納にあつては、地銀ネットワークサービス株式会社、また、ペイジー収納にあつては、南都コンピュータサービス株式会社でございます。

今後におきましては、関係機関との協議、システムのテスト、住民周知等

を行いました上で、予定通り平成24年4月からコンビニ収納・ペイジー収納の取扱いを行ってまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 これの準備だと思うんですけど、これに向けてのとってきているのが、水道料金のはがきなんですけどもね。水道料金のはがき、いろんなめくるタイプあるんですけども、表面ですね、名前の書かれているところを開こうと思ったらなかなか綺麗に開けないという状況があるんです。あれ何かもうちょっと工夫していただけたら。私がめくって破れたんですけどね、私がへたなんかと思って、昨日、下の銀行窓口で水道料金払ってしてくれはった時に、南都銀行の事務の方も難儀してはりました。そこの表めくるのにね。ですからちょっと実際に進めていっていただく中で、準備としてやってくれていると思いますけどもね、ちょっとそこのところ今後はがきとかね、出していただいて、払っていただけるようにする分についてはがきの形態について、ちょっともう一度検討をね、実際にやるときまでに、ちょっと検討していただきたいなということをお願ひしておきたいと思ひます。

総務部長 来年4月までまだ半年余りございますので、その納付書等につきましての使いにくいことについては改善をするように、また新しく作る場合については、そういうことのないように心掛けてまいりたいと考えております。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 次に(3)衛生処理場でのごみ積込み中の物損事故について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

環境対策課から1件、事故のご報告をさせていただきます。

衛生処理場の職員が、衛生処理場内でのごみ破碎作業中、破碎していたガラスが飛散し、ごみを持ち込んでおられた住民の方の乗用車にあたり、乗用車を破損させる事故がございましたので、当委員会にご報告申しあげます。

当町では、普段、ごみを持ち込めない住民の方へのサービスの一環として、平成12年度より、毎月第2土曜日、第4日曜日は、衛生処理場におきまして、ごみ持込受付業務を行っております。

この業務には、受付係と受取係の2名で従事しておりますが、去る8月28日（日）午前11時40分頃、服部1丁目15-22-102号室にお住まいの堀博和氏がガラステーブルのガラス板を粗大ごみとして搬入され、衛生処理場の指定の場所で当日の勤務者、衛生処理場清掃員の平嶋滋巳がガラス板を受取りましたが、搬入された乗用車が、その場を離れたかどうか確認しないまま、パッカー車で破碎いたしましたところ、予想以上にプレスされて、ガラスが飛散し、まだ搬入場所近くにいた乗用車の右ドア付近に当たり、数ヶ所、破損させたものであります。

現在、被害車輛の修理等々、事務手続きを進めているところであります。

なお、示談等が成立いたしました際には、損害賠償の額の決定を行い、また、補正予算も行っていく必要がございますが、時期によりましては、専決処分させていただきますので、のちに議会にご承認をいただかなければならないことも考えられますので、あらかじめご理解いただきたく、今回ご報告申しあげるものでございます。

なお、住民の方の持込に際しては、住民の方が付近におられないかの確認を十分行ってから、破碎などの作業を行うよう指導しておりましたが、今回、まったく職員の不注意から事故が起こったということで、職員に対しまして改めて細心の注意を払い、業務を行うよう、厳しく指導したところであります。今後、このような事故が起こらないよう、一層注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申しあげまして、ご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 起こってしまったものは仕方がないというふうに思いますけども、私も第2土曜、第4日曜に時々利用させていただいてます。まあまあ持って来はる方いらっしゃいます。ですから車でまだよかったなど、持って来はった人車から降りてはってね、そんなんやったらね、えらいことやったなど。まだ車でよかったなどは思ってますけれども。今の説明の中でね、受付が1人、受け取りが1名っていうふうな説明やったんですけど、行ったらいつも1名じゃないんですけどね。複数で人員配置してもらっていると私は思ってますんで。1人やったらよけいこういう事故は起こりやすいんですよ。お互いに気をつけて注意しあいながらということも大事ですし、そしてまた臨時職員さんと正規職員さんの組み合わせとかね、そういうのもあるんで、人員の配置についてちょっと十分検討してやっていただけたらと思いますけど、本当に1、1でしたかね、複数いらっしゃったように思うんですけど。

環境対策課長 まず、毎週土曜日につきましては、焼却炉の清掃・点検を行ってます。その点検で複数の職員が出ておりますので、手伝い合いをしながらやっている。それから毎月第2土曜につきましては、その地域で集団回収ができない自治会に対しまして、町のほうで古紙類の回収をおこなっておりますので、第2土曜も複数の職員が出ております。そういったことで、割り当てとしては、持込の割り当てとしたら2名体制ですけども、手が空いている職員は手伝うということで、複数の職員ではやっております。

里川委員 確かに私土曜日持って行った時、複数でいらっしゃったし、受け取りするのにもね、やっていただいて。今回の事故は第4日曜ということで、おひとりということなんでね。この辺ちょっと検討しながら、そして配置される方というのは正職の方なんだろうとは思いますがね。臨時職員もするんやったら、そういうお願いもしながら組み合わせで注意しながら、ちょっと配置を、それも検討していただいたら、1人でやっていただいたら、つい不注意になってしまうとかね、何かいっぺんに持って来はった時にばたばたするとかね、そういう問題もあるのかなと思ったりもしますので、ちょっとそこはいっぺん検討してみてください、現場の意見聞いて。お願いしておき

ます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 木田委員。

木田委員 今回の説明ですか、③にも関係しますねんけれども。8月29日に幸前自治会の方が自転車のうちへ来る途中やったと思いますねんけれども、収集車の運転手がコーヒーを片手で飲みながら片手運転していて、ひかれそうになったと、そういうふうなことを言うてこられたんですわ。だから、私は、職員に対しては常に部課長とか警察のほうからも指導していただいたりとか言うていますねんけれども、現にそないして、車両番号を確認していなかったもので、誰ということはいわれへんねんけれども、とにかく、そういうことのないようにですね、危険防止のためには、ちゃんとそこで、止まってコーヒーの缶ぐらい飲むの何分もかからへんねんからね、ちゃんとそこで飲んでもらって、それから車の運転をしてほしいなと思いますねんけれども。今までからも何度もそうして指導を行っておるということを聞いておりますねんけどね、その車両の運転手が確認できない以上は言うてもしゃあないかなというふうにも思っていますんけれども。やっぱりそういうコーヒーを飲みながら片手で運転して走るということのないようにですね、今後ご注意願いたいと思いますねんけれども。

住民生活 大変申し訳ございませんでした。当然、運転するときには、運転に集中するということで、そういったコーヒーを飲みながらの運転は非常にこれは危険でありますし、絶対にしてはならないということでございますので、事実を確認して、そして指導徹底をしたいと考えております。

木田委員

よろしく申し上げます。それと昨日の予告しておったんですけれども。幸前の自治会いうんですか、焼却場の補償工事に関してですね、昨年に、今年度いっぱいということで、幸前から公民館の建設という補償工事の要望が出ておると思いますねんですけれども、そのなかでですね、補償委員長というんですか、その補償委員長と他の委員さん言うんですか、それが、今、多目的広場として使用されておる公有財産ですな、斑鳩町の、そこへ公民館を建設するというような要望が出ておると思いますねんけれども、それについて、今現在、スポーツとか子どもが遊んだりとかいうふうに使っておられるんですけれども。その公有財産の用地を公民館に転用するというようなことが、それは可能なものかどうかということですね。その周辺には住宅も何軒も建っておりますけれども、そこへも何も声もかけんと、まだそういう形で出してはるだけかどうかわかりませんねけれども、そういうことが可能かどうかということ、公有財産の変更が可能なのかということ。それとですね、公民館建設については、7月1日に廃止の説明会を町のほうからやっていたと思いますねんけれども、そのときに公民館建設ということの議題もちょっと話の中には出ておったと思いますねんけれども、その中で、説明会を開いてということで、地元の自治会の説明会を開いてということなんですけれども、今その時期に来ていないのかどうかわかりませんねんけれども、一切地元でどういう建物になるのか、どういう設備になるのか、いうことも一切説明もないということで、それを内緒でするというようなことが、漏れるというか、そういう何が言いふらされておるのにね、やっぱりそういうことは最終的には自治会の何が使用するということですね、やっぱり自治会のほうに説明をしてもらわんなあかんと思うねんけれども。私、今、自治会長させてもらってんねんけれども、一切そういうことは話の中には出てきておらないのでね。やっぱりそれは、町としても、それはきちっと地元の自治会に説明して、それ、地元の自治会自体も何も反対しているわけやないんですからね。やっぱり以前に、公民館の建設ということは特記事項で出ておったわけですやん。だけど、用地がないということでそれが見送られてきたという経緯があつて、今回それが改まって、またそうして昨年10月かなんかに、そうして公民館の建設という要望が出たということなんですけれども。今年度の7月1日の地元説明会のときにも町の職員の方も来ておられて、その

なかで地元で公民館の建設の説明を行うということ、そないして約束しておられたということをお聞きしておられますのでね。やっぱり、そうした設計というんですか、そういうのが上がってきた場合は、必ずこれは地元で説明会を開催されたんですかというような確認方法をやってもらわなければ、その人たちが勝手に、そうして作ってもらいたいがために出されたということになればですね、自治会員自体がそれにソッポを向くようなことになると思いますので、そういうことのないようにですね。私かって、それはそのうちの自治会の評議員の中にもその方がおられるからね、絶対に自治会の中でやっぱり説明会を開いていただかなければあきませんと。それで私の判がいるということで、押したって、押してというようなことを言われていますねんけれども。そういう説明会を開催してもらわなければ、絶対にそれは押さないというようなことははっきり言うてますねんけれども、やっぱりそういうことのないように、町のほうにも指導してもらいたいと思いますねんけれども。それについて、今、まだ出ていないような状況やと思うねんけれども、10月末までにはやっぱり設計とか、見積もりとかが出てくると思いますのでね。あと40日ちょっとあるけれども、その間にそれが出てきた場合にはそれが実施されたのかどうかというような確認はですね、私はそれをしていなかったら判を押さへんから、それを受理するかどうかは、それは町の仕事やけどね。だけど、それについて、きちっとしたそういう指導というのか、何かをやってもらいたいなということをお願いしたいですねんけれども、それについて、町はどういうふうに考えておられるのか。

1番目の公有財産の転用で言うんですか、それについて、まだ誰にもそういう何を諮っておられない。現在、使用、あれ何て言うんですか、玉転がしてパターみたいなんで打って遊んでおられる老人の方もおられるし、また子どもさんも、あそこは鉄棒だけしかないから、それをして遊んでおられる方もいてはるからね。やっぱり多目的広場で今活用されておる以上は、それを変更となったら、またそれに代わるような何を考えてもらわなければ。今現在、そうして老人の方がそないして健康維持のためにやっておられるのが、それがなくなったら、それに代わるようなものが、それがなくなったら、老人の健康のために、そしてまた医療費のためにもですな、やっぱり考えてもらわないかんと違うかなと思うけれども、それについて町はどういうふう

に考えておられるのか。今現在それ出てないとは思いますが、今までにそういう話はしてこられておるとおもいますのでね。それについてどういふうに考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

副町長

まず1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては担当部長のほうからご答弁させていただきます。まず、今おっしゃっている場所につきまして、あの場所につきましては、当初、幸前自治会のほうから補償として集会所を建てていただきたいということで、土地の買収の申し出がございました。その旨で要望に応えまして、町のほうで幸前集会所の補償用地として買った経緯がございます。その後、幸前のほうから、また中のほうでいろいろ揉めまして、あこではいけないという意見が出ました。その段階で、あこへ集会所を建てることについては中止となっております。ただあの状態で、草ぼうぼうで放っておくのはもったいないということで、これも町議会にもいろいろ議論がございまして、そうしたら多目的広場、公園として当面の間使用しようということで、経緯がございます。そうした中で、万が一、例えばですよ、あそこで全部が同意を得られたら、当然ながら、そういう目的で取得した土地でございますので、あこで集会所は可能となってまいります。

あと2点目は担当部長から。

住民生活
部長

公民館の建設の件でございますけれども、昨年度、幸前の環境整備委員会の代表から、幸前の公民館の建設を、この、さきほど今お話のあった多目的広場で建設をしてほしいというご要望が出ております。この回答といたしましては、当然、地元の中で、関係者の合意を得ていただいたうえで、そして事業計画をとりまとめていただいて、そして自治会員の合意を得ていただいた上で、そして計画書を今年の10月の末までにお出しいただきましたら、平成24年度の対応をさせていただくという回答をさせていただいているということでございます。当然、この計画については、自治会の合意ということで代表者の方から計画書というものが出てまいりますので、当然、町としては、自治会の中で合意されたものということで一応判断はしております。ただ、先ほど委員もおっしゃったように、7月1日の説明会の中で、役

員さんのご意見の中で、役員さんのご意見の中で、自治会の中でそうした計画をお示しして自治会の合意を得るというお話でしたので、町としては、そうした説明会を開催されて、合意のもとでこの計画書をお出しされるものというふうに理解しております。ただ、再度、この計画書が出てきたときには、自治会の合意ですかということも聞くこともやぶさかではないと思いますが、当然、合意をされたものというふうに町は理解しております。

木田委員　とにかく地元としても、公民館ていうんですか、それが必要やということは皆理解はしておられるんですけどもね。今までの経過として、皆さんに諮ったら、その中から反対が出て、それでもうお流れになったという形でね。今の補償対策委員会の委員長とか副委員長さんですか、その方らがそういうふうに思い込んでおられるのでね。やっぱりそういうことではいかんのではないかなど。やっぱりそれ自体が、今のお寺の幸隆寺のどこを借りておる公民館なんかは、やはり選挙のたびにブルーシート敷いたりとか、いろんな面においても不便をかけておるといふ以上は、やはり公民館は必要やということはある程度納得されておるからね。何もそんなん黙ってする必要ないのになと思うねんけれども、いろんなそういう噂というのが広がってしまって、もう10月から建設しはんねんとかね、そうしてまた2千万円の予算がついてあんねんとか、そういうことをいろいろとそういう噂というんですか、を飛ばしておられる人がおるといふことはですね、町としても、自治会としても、先々、そういうことに対してですね、他に悪影響を及ぼしたらいかんということで、きちっと自治会の中で、そら100%賛成ということは、これはどの何においてもそれは難しいと思うけれども、やっぱり民主主義は多数決やからね。例え1人でも多かったら、それで多数決で決まるということやから、だから、そういうことについてもっとご理解していただくように言うてますねけれども、なかなかそれが納得できへんのかどうかしらんねんけど、内緒でやらな、こんなん反対されるよってにとかいうふうな考え方言わはるよってに。ほんまにもう、だから私自身はそういうことを実施せえへんかったら、判は押さないということをはっきり言っていますので、せやから、自治会長の判がない以上は受け取らないでほしいということをお最後に付け加えておきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

委員長 よろしいですか。他ございませんか。 辻委員。

辻委員 今話を聞いておりますと、補償の関係でありますけれども、補償の関係についてはやっぱり全面的に見直してほしいということをお願いしておきます。この幸前の、今、副町長言われましたように、一旦、公民館用地ということで、町も努力して用地買って、予算も手当てして、建物を建てるということをされているのに、地元が反対されて。地元から要望が出て、地元が反対された。あの地名があかんというか、確かあのときは「法隆寺」やから断ったということがあります。これをもう「再度、もう一遍してくれ」というのは、私は、今後の補償のあり方を考えている。そのときは、多分、これ今の公民館のあるところはお寺の建物ということで、なかなかそのへんの対応ができていなかったか、若干はそのへんいろいろしながら、町も改修の努力をしたと思います。今後、こういう補償については、やっぱり地元の意見も大事ですけども、これはこの委員会としても十分今後検討してほしいということで、何も地元が反対とかいろいろ揉めてるものを敢えてする必要もないし、昨日の建設水道常任委員会でも言われていましたように、やはり補償という工事であれば、地元である程度まとめてもらって、用地もある程度まとめてもらって、予算は町が手当てすると。用地についても地元でまとめてもらおうと。以前に、私も、事業によって繰越明許されていた事情で、用地がまとまらないということで、本来はこういう補償工事については、やっぱりちょっとそのへんも考えてほしいということで要望させてもろてます。今後、補償については十分調査、そのへんの、委員会と十分相談しながらしてほしいと思いますので、それを要望しておきます。以上です。

委員長 他ございませんか。 里川委員。

里川委員 ちょっといくつかあるんですけど、まず生き生きプラザの問題なんですけれども。実は高齢者の方から「あそこで寝転んでいて怒られたんや」というて、「ここは寝転ぶところと違うと言われた」ということで聞いたわけなんですけれどもね。どうも私もよくわからないですけども。よく行っている

と、車を押して、あそこの中で危なくないし、涼しいし、脳卒中などされた方が、リハビリで車を押しながら歩いてはんの見かけているんですね。そういう使い方をしていただくのはとてもいいなど、空いている場所をね、安全に歩いてもらってリハビリできるねやったらいいなと思っているんですが、そういう方がちょっと疲れて寝転ばはったりというようなことがあったときに、注意を受けたということなんか。でも、その寝転んではるところも私は見たことはないし、どういう注意の仕方をしはったのかもちょっとわからないのでね、それについて現状どんなふうになっていて、どんな対応をしているのか。今後のやっぱり考え方ですね、そういう方がちょっと体を伸ばしたい、寝転びたいとおっしゃったときにできるのかどうか。多少なりとも、できるスペースがあってもいいのかなという気もするんですけれどもね。そのへんの経緯やら、考え方、ちょっと教えてもらえますか。

健康対策
課長

委員さんが言われたように、リハビリ等で利用していることは非常にいいことだと感じております。ただ、畳コーナーは子どもとお年寄りの方など世代間交流や憩いの場としてご利用いただいております。で、その方は、タオルケットをかけて、毎日昼寝をされておられたということで、こちらとしても様子を見ていたんですけれども、毎日タオルケットをかけて昼寝をされておられました。それで歩行練習をした後で休憩していただくのは、休憩していただいて結構ですけれども、またずっとしていたら、頭も背中も痛くなるので、背中を伸ばしたり、それぐらいで横になったりして伸ばすというのは結構ですけれども、お昼寝はすみませんけれども、ご遠慮いただけますかというような形で声かけをさせていただいたところがございます。昼寝は困りますが、事業がないときは、保健センターに長いすもございますので、そこで休憩をしていただくのにご利用いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

里川委員

私も状況がわからなかったものでね。タオルケットまで持ってきて昼寝してはるといのは、ちょっと私も知らなかったんですけれどもね。でも、そうやって運動していただく、自分でリハビリしていただくということは、医療費もかからないし、介護保険もかかってこないし、それはそれでいい方法な

んですよね。自分のやる気も、都合に合わせてやっていただく。今、課長言うていただいたように、ちょっとでも歩いた後ね、そういう身体状況にもよりますけれども、ちょっと体を伸ばしたい、ちょっと寝転びたい、そういう場合もあるかとは思いますがね。昼コーナーとかあっちのほうでしたら、毎日子育て支援の教室もやっていただいていますしね、いろいろな方が通りはるし、それやったら、気持ちよくね、保健センターが事業をしていなかったら、長いすのところでちょっと体伸ばしたり、そんなん利用してもらえるように、そういう配慮とかも今後してあげてほしいなと思います。

もうひとつは、ポリオワクチンのことなんですけれども。最近よく報道されています不活化ワクチンですね。もちろん斑鳩町では公費負担の生ワクチンを使っているわけなんですけれども、生ワクチンの場合よく効くし、けれども副作用で事故が起こる可能性というのが100万人に2から4件あるといわれているということのなかで、不活化が出てきたと。不活化が出てきたら、なんか不活化ワクチンにしようかなと迷うてる親がいてると。でも不活化は3回も打たんなあかんし、全額自己負担やし、そんな大変やねんけども。決算の資料見ても、ポリオ若干減っているんですけれどもね。若干、接種率減っててんけれども、今ヒブとかいろんなんがあるから、受けるタイミングをはかりながら、受けてはんのかなというようには思っていたものの、この動向ですね、不活化ワクチンというのは、もう10年も前から国内で研究するようになって言われていたのに、まだそんな段階なので、現状、まだ国内でワクチンが生産されていないんですよね。そのことと今後の動向、何か県とか国とか言うてんのか、そのへんについてちょっと確認させてほしいなと思っています。

健康対策
課長

今現在、新聞とか報道等で、不活化ワクチンについていろいろされているところですよ。で、国・県からまだ正式なものは来ていませんけれども、報道によりますと不活化ワクチンを3種混合に入れて、4価の混合ワクチンの開発を進めているというような情報とか報道もございます。あと、24年度中に時期的にはわからないけれども、導入されるのではないかという報道もございますが、まだそれについては、正式には一切国のほうからは何も来ておりません。で今後、そういったことが具体化され、取り組みや方向性がもし

明らかになれば、当委員会でもまたご報告させていただきたいと思います。あと、ポリオの接種率ですけれども、これにつきましては、不活化ワクチンは、だいぶ前からそういうふうな委員さんがおっしゃられたこともあるかもしれませんが、ここ1ヶ月ぐらい最近報道がされてきているところですので、今までの接種率が低いというのは、斑鳩町ではヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンが生後2ヶ月から接種できるということもありまして、ポリオは3ヶ月からということでその接種の計画や状況、そういったものも影響ありまして、多少は指定義務はないかと考えております。この9月末と10月上旬にまたポリオの接種がございますので、その接種状況等も注視していきたいと思います。ただ不活化ワクチンは、報道では控えているというような報道ありますけれども、まだ認可もされていませんので、もし、こういったワクチンのウィルスが入ってきて、感染性が5歳以下の方につきましては、非常に罹患率が高いということで、もし感染されましたら、脊髄性小児まひの離間性が高いということも言われていますので、現在実施しているポリオの、問い合わせがもしあれば、そういったワクチンを接種するようということと問い合わせにお応えする、このように思います。

里川委員 国内生産はまだ、これ実際、医療機関に行ったら、打ってはくれはるんですよね。輸入物で売ってくれはるという現状はね、そういう形になっているのかな。

健康対策課長 いろんな報道でみますと、現在は不活化ワクチンは認可されていませんので、不安を感じるご両親とか親御さんの要望を受けて、海外から不活化ワクチンを独自輸入して、自費診療で接種できる医療機関があるというふうには聞いております。

里川委員 前、ヒブと肺炎球菌、同時接種して事故が出たんとかちがうかというような例もありましたのでね、三種混合にプラスでいいのかどうか、そういう検証も、もちろん厚労省もやってくれはるんやろうとは思っていますけれどもね、そういったことも含めて、今後の動向というのもきちっと見ながらやっていっていただけたらと思います。ただ、専門家の方は、とにかく受けない

という、ポリオの予防接種を受けないということのほうが一番問題があるということをおっしゃっておられましたので、やっぱり受けていただく。こんな国際化の中で、どういう形で感染をするかという可能性という問題のほうを重視して専門家の方もおっしゃっておられましたのでね、また若干接種率がほんの少しですけれどもね、前年度、他のよりちょっと下がっていたと思うんですけれども、その辺、対応のほうをお願いします。

最後にもうひとつ、保育所の問題でお尋ねをしたいなと思います。今回、一般質問もさせていただきましてね、月数の問題も申しあげた、預かっていた月数のことも申しあげましたけれどもね。ちょっと何ぼ考えても、非正規でお勤めの方、気の毒やなというふうに思っただけならいいですね。それと申しますのも、その一般質問のときも申しあげましたけれども、一時預かりという扱いになって、5ヶ月の子どもをとにかく7ヶ月になっても7ヶ月になった翌月からしか預かってもらえませんが、要は3ヶ月間、黎明に上の子とは別に預けている中で、黎明の一時預かりという保育料で預けるわけなんですけれどもね。斑鳩町は斑鳩町で一時預かり事業というのをやってみてもらっていて、斑鳩町やったら3歳未満やったら1,360円で1日ね、親が言う、何時から何時という形で見ていただけるわけなんですけれども。他の保育園、また私立の保育園とかではそういうわけにはいかないところもありまして、一時保育の制度が。そんな中で、非正規職員やわ、2ヶ所へそれぞれ子どもを送っていかんなあかん、時間もかかる、それに費用も高いお金を払わんなあかんわということではね、私、とても次世代育成支援とか、今の経済状況の中で、母子家庭さんを応援するとか、そして、できるだけ生活保護取らずに自分で頑張ってもらえるようにとか。いろんな支援を考える中では、こういう頑張っているお母さんも応援してあげられへんのかなというふうに思っただけならいいですね、預かる月数をもうちょっと考えてもらえませんかということも申しあげましたけれども、こういうふうにやむを得ず一時保育でこういう処置を取った場合もですね、斑鳩町は1,360円やけれども、もしよそへ預けたときに、それ以上高いのなら、救済措置としてそういう差額分でもなんか補助してあげられますよという制度であったりね、なんかこう、小さい子どもを抱えていても、非正規でしゃあない頑張ろう、本人も頑張ろうと思っただけならいいですねやったら、それを何とか応援してあげられる方法とい

うものを制度的に採り入れていけないかなというふうに、私、この間思ってたものですから、そのへんについてもまた検討していただけたらなというふうには思っております。一時預かりというのは、本来の保育事業とはまた別ですが、ただ私も、児童福祉法にのっかって、斑鳩町の条例がつくられてます。こっちには準拠する条例準拠の例文がいろいろ載って、いろいろ解釈載っていましたが、これをいくら読んでもね、保育園の入園する月齢とか一切触れていないんですよ。一切触れていませんので、あくまでもこれ斑鳩町の判断で7ヶ月という設定もされているんだろうと思いますし、とにかく、そういう形で非正規で雇用されておられる方なんか、でも頑張ってなんとか仕事しようとしておられる方の応援という意味でやっていただけたら、正規職員さん、大きい会社へ勤めている、公務員さんというたら、育児休業もありましてね、そういうふうに恵まれた勤め方もできるというようなこともありますけれども、非正規の方にとっては厳しい中であってさらに厳しい、労力は頑張って労力はあれしてもね、経済的に負担なんかも考慮してあげられるような状況になったらいいなというふうに、私は思っておりますので、今後の保育所については、今いっぱいやというような問題も含めましてね、今後、保育所運営についていろいろやっぱり検討を加えていっていただきたい、子育て支援を、斑鳩町としてもこの路線をやっぱり貫いていってほしいということをお願いしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長

育児休業等が充実してきたとはいえ、非正規の方にとっては厳しい状況があるというのは理解しているつもりでございます。先ほどちょっと委員がおっしゃいましたように、入所の月齢につきましては、7ヶ月ということで例規には明確な規定はございませんけれども、募集要項の際には7ヶ月ということで規制させていただいております。これは、あわ保育園につきましては昭和48年から、それから、たつた保育園については昭和63年から0歳児を受け入れることになって、そのときから7ヶ月ということで行っております、長年にわたり、現在の状況が続いているということでございます。で、0歳児というのは、個人差がありますけれども、やはりひと月違うごとにその子どもの成長の状況が違うということがございます。なかなかどこで線を

引くかということは明確にできるものではないですけれども、入所にあたってはやはりどこかで線を引かなければならないということがございます。長年状況が続いている中で、例えば1ヶ月でも前倒しをして、入所していただくことができるのかどうかということになりますと、保育士の経験も現在ないということもありますけれども、それらも含めて、保育所の入所のあり方ということについては検討すべき課題であるという認識をもって、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

里川委員 その問題もですね、とにかく保育所自体がもう今でもいっぱいな状況があるということの中では、なかなかまたさらに広げるということは考えにくくなる問題でありますので、その点、今後の保育行政をどうするのかという課題の中、それと、今申しあげましたように、やっぱり、生活保護を受けはるよりはちょっとでも頑張ってもらいたい方が、トータルの税金の使い方としてはやはりご本人が働いていただくということが望ましいと思っておりますのでね。それをどういうふうに救済措置が取れるのかなという、一時預かりに対しましてね、そのへんもまた検討課題としておいてほしいなというふうに思いますので、よろしく願います。

委員長 他、ございませんか。 木田委員。

木田委員 焼却場の重油の地下に地下タンクの重油タンクですか、それは耐震タンクになっておるのかどうかですね。今、現在、ガソリンスタンドなんかもどんどん閉店していくというのは、耐震タンクに入れ替えんないかんというので、何千万もかかるということで、どんどんと閉鎖されておるような状況のなかで、町の地下の重油タンクは、今後も、焼却場は来年度で終わるけれども、老人憩の家はそれ以後も運営していくということになったら、その重油タンクは必要になるのかなというふうに思っておつたらですね、その公共施設においての重油タンクは別に耐震でなかったら、あるかどうか、それ今聞かしてもらわんなわかれへんねんけれども、多分そら何十年も前やからそうでないのかなというふうに思いますねんけれども。それについては、別にそのまま使用しても、入れ替えなくてもいいのかなというふうにも思うねけれど

も、それについてはどうですか。

住民生活 衛生処理場の重油タンクにつきましては、多分おそらく昭和56年の建設
部長 ですので、恐らく耐震構造にはなっていないというふうに、確認はできてい
ませんけれども、恐らくなっていないというふうに思います。ただ来年度か
らもう焼却処理はいたしませんので、一部、老人憩の家の分は残りますけれ
ども、その後は今後は使っていないという方向ですので、敢えて耐震でな
いとしたら、それをまた改修していくという形は非常に費用もかかることで
すし、それは難しいのではないかとこのように思いますので、また老人憩の
家も、もし、その分で使うということになればですね、またタンクは別にす
るとかということも考えられますし、それはまた調べさせていただきたいとい
うふうに思います。

木田委員 結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会と
して引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ご
ざいませぬか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとって
いただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただ
きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。

(午前10時38分 閉会)
